

市内で新たに移動販売事業を行う事業者を支援します！

令和8(2026)年度 米沢市移動販売支援事業費補助金

地域の買い物環境の向上を図るため、新事業展開等によって移動販売事業に取り組む事業者に対して、事業費の一部を補助します。

対象となる事業主体

- ① 市内に事業所を有する中小企業者
- ② 本市の産業の振興を目的として組織された団体
- ③ 中小企業者で組織された団体

補助対象者

上記①～③のいずれかに該当し、かつ次の要件をすべて満たす者

- ・ 令和9年3月31日までに事業を完了させること
- ・ 暴力団等と関わりが無いこと
- ・ 市税等の滞納が無いこと
- ・ 週に2日以上、市が指定する地域を巡回すること
- ・ 原則として、最低3年間は活動することを前提とした申請であること

補助対象事業

食料品・日用品の移動販売事業

補助率・補助上限

補助対象経費の3分の1以内／上限額 1 5 0 万円

補助対象経費

移動販売車に係る購入及びリース・改造・修繕に要する経費／設備等の取得費・賃借料（冷蔵庫・レジスター・冬用タイヤ等）／内外装・設備の施工工事費／広報費、印刷製本費等

【注意事項】

- (1) 市が指定する巡回地域については、担当までお問い合わせください。
- (2) 生鮮3品（肉・魚・野菜の生鮮食品）及び日用品に係る広範の商品を積載し、予め定めた販売ルートに従い、冷蔵設備を有する状態で恒常的に移動販売を実施する事業を対象とする。
- (3) 車両購入費用には、自動車重量税・自動車損害賠償責任保険料・自動車検査手数料を含む。
- (4) 車両リース費用には、補助対象期間中に支払う頭金を含む。
- (5) リース代・レンタル料等は、補助対象期間中に支払う経費を補助対象とする。
- (6) 補助対象経費に、消費税／人件費／光熱水費／家賃／地代は含まない。



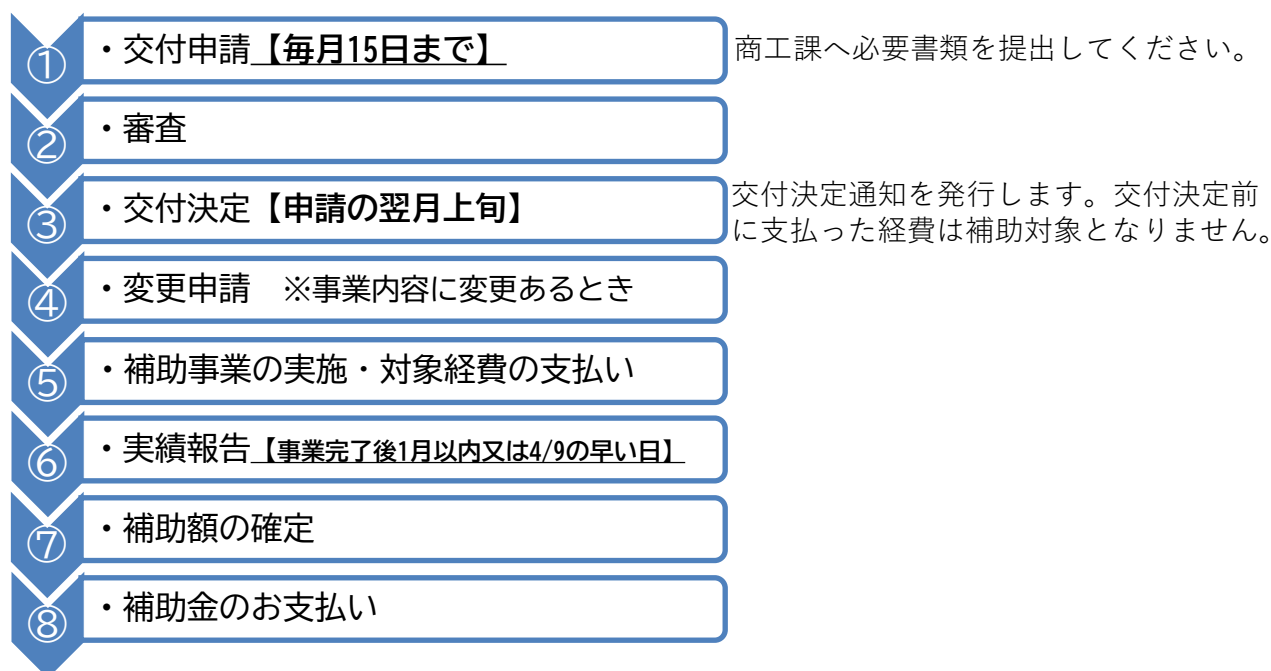
ウラ面へ→

提出書類

①～⑨を2部ご提出ください。（うち1部はコピーでも可）

- ① 補助金交付申請書
- ② 事業計画書
- ③ 収支予算書
- ④ 誓約書（暴力団関係ではない旨）
- ⑤ 見積書等、事業費の積算根拠の写し
- ⑥ 納税証明書（米沢市役所で発行している最新年度のもの）
- ⑦ 登記事項証明書の写し・直近の決算書2期分の写し（法人の場合）、直近の確定申告書2期分の写し（個人事業主の場合）
- ⑧ 団体の名簿・会則の写し（団体の場合）
- ⑨ 団体の事業計画、予算書の写し（団体の場合）

申請スケジュール



※スケジュールについては変更する場合があります。

【担当・問合せ】

米沢市商工課 商業振興担当

TEL:0238-22-5111(内線4101) Mail:syougyo-t@city.yonezawa.lg.jp